別紙１

障害者通所施設等整備費補助事業対象法人審査基準

１　法人の適格性

	審査内容	審査方法	関係書類	審査基準	留意事項
組織運営	１　法人格を有する、または法人格を有する見込みがあるか。 ２　社会福祉法人、特定非営利活動法人等公益法人の場合、各補助申請事業を行うに当たって主務官庁の承認を得ているか。 ３　役員・評議員の構成及び適格性に問題はないか。理事会・評議委員会の運営に問題はないか。 ４　事業運営の理念は適切か。 ５　過去に問題はなかったか。 ６　障害者総合支援法、児童福祉法及び障害者虐待防止法等法令に定める関係機関による調査等に協力的であるか。	１　運営法人の定款、寄付行為等、法人登記簿謄本、役員名簿により確認すること。 ２　運営法人の定款、寄付行為等により確認すること。 ３　運営法人の定款、寄付行為等、役員名簿、非該当誓約書により確認すること。 ４　法人概要、沿革・設立趣意書等により確認すること。 ５　実地検査結果等により確認すること。 ６　区市町村等関係機関への聞き取り、指導検査結果等により確認すること。	・運営法人の定款・寄付行為等 ・法人登記簿謄本 ・役員名簿 ・評議員名簿 ・非該当誓約書 ・法人概要・沿革・設立趣意書等 ・実地検査結果等 ・指導検査結果等 ・事業計画書 ・法人認可部署との打合せ記録 ・法人認可部署へ提出している設立に関する書類	１　それぞれの法人類型に応じた法律の規定、指導基準等に基づき適切な構成の運営組織による事業運営が行われること。 ３　役員・評議員の定数、現員数、資格要件が規定どおりであること。 　役員の中に、障害福祉サービス事業等の運営や障害者支援について知識・経験を有する者等を参画させていること。 ４　主たる対象とする障害者の処遇及び障害福祉サービス事業等について、理解と熱意を持って事業運営を行うこと。 　主たる対象とする障害者に配慮した運営方針となっていること。 ５　概ね過去３か年度の指導結果と改善報告書により、過去における問題点が改善されていること。 　概ね過去５か年度の障害者通所施設等整備費補助事業等において、法人の責めに帰すべき事由による重大な瑕疵や不適切な手続き（都承認事前の財産処分や不正な入札手続き等）が行われていないこと。 ６　関係機関による法令等に基づく調査等に対して協力するなど、障害福祉サービス事業者等としての責務を履行していること。	定款等は原本証明をすること。 法人登記簿謄本は３か月以内の原本を提出すること。 必要に応じて定款変更確約書及び法人認可書を提出すること。
財務状況	１　施設整備資金のほか事業開始当初の運営資金は確実に確保されているか。 ２　収支状況は健全であるか。 ３　財務状況は健全であるか。 ４　会計処理は適切に処理されているか。	１　預金残高証明書、資金計画書により確認すること。 ２　決算書、累積借入金返済計画表、財産目録、収支予算書、指導検査結果により確認すること。 ３　決算書により確認すること。 ４　決算書、収支予算書により確認すること。	・預金残高証明書 ・資金計画書 ・決算書 ・累積借入金返済計画表 ・財産目録 ・収支予算書 ・指導検査結果 ・財務チェックシート	１　施設整備資金のほか、年間事業費の２／１２以上の運営費が確保されていること。 ２　経営状態が良好であること。 　過去３年間の決算状況が、営業活動（通常の事業運営）に基づく赤字である場合は、原則認められない。 ３　債務超過になっていないこと。 ４　各補助申請事業以外の事業をあわせて行うときは、当該各補助申請事業について区分経理を行っていること。	預金残高証明書は、他事業の実施や計画上支障のないもので、かつ１か月以内の原本を提出すること。 経営状況は、財務チェックシートの財務指標を基に判断すること。 開業当初や特別損失等の一時的な事由による財務状況の悪化である場合は、その原因と黒字への転換計画について提出すること 債務超過を解消するために出資等を行い、補助申請時点では債務超過が解消している場合であっても、原則認められない。

２　事業の妥当性

	審査内容	審査方法	関係書類	審査基準	留意事項
事業計画	１　地域のニーズに即しているか。 ２　法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしているか。 ３　（共同生活援助事業の場合） 事業運営に際して経験のある事業所等の連携及び支援が得られるか。 ４　各補助申請事業について、目的外使用及び脱税その他不正の目的で当該事業を経営しようとするものではないか。 ５　区市町村等との連携が図られているか。	１　区市町村の意見書により確認すること。 ２　設計図面等、部屋別面積表、建築確認済証、建物検査済証により確認すること。 3~~-2~~　事業計画書により確認すること。 4~~-3~~　事業計画書、誓約書により確認すること。 ５　区市町村の意見書により確認すること。	・区市町村意見書 ・事業計画書 ・設計図面等 ・部屋別面積表 ・設備基準チェックシート ・建築確認済証 ・建物検査済証 ・誓約書	１　整備区市町村の障害福祉計画等の方針に合致していること。 ２　法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしていること。 法令に基づく許認可を受けることが確実であること。 ３　他の障害福祉サービス事業を運営する社会福祉法人等との連携及び支援が得られること。 ４　宗教活動、政治活動、選挙活動を行わないこと。 併設事業（一般住宅等含む。）と各補助申請事業の運営と混同させていないこと。 脱税その他不正の目的で当該事業を経営しようとするものではないこと。 ５　事業実施にあたって区市町村との事前協議が行われ、連携が図られていること。	待機者等、具体的なニーズがあること。 原則、共同生活援助及び居宅介護等訪問系サービス以外の事業所との連携を図ること。
整備計画 （立地条件等）	１　当該土地に各補助申請事業に係る事業所の建設が可能であるか。 ２　立地条件に問題はないか。 ３　当該土地における各補助申請事業について、地域住民の理解を得られるような対応を適切に行っているか。	１　当該地区所管建築指導部署及び所管消防署等関係機関との打合せ記録（記録内容については建築指導部署等に確認したものであること）により確認すること。 ２　案内図等、現況写真により確認すること。現地調査を行うこと。 ３　区市町村の意見書、地域住民への説明状況が分かるもの等により確認すること。	・当該地区所管建築指導部署及び所管消防署等関係機関との打合せ記録 ・案内図等 ・現況写真 ・現地調査 ・建築確認済証 ・建物検査済証 ・区市町村意見書	１　事業所の建築許可の見通しが確実であること。 （用途地域、建ぺい率、容積率等を満たした建物であるか、都市計画区域外であるか） ２　交通機関、医療施設、公共施設等の整備状況など立地条件に問題がないこと。 ３　障害福祉サービス事業等及び障害者に対する地域の理解が得られるように努めていること。	建築許可の見通しがないものは認められないこと。 農地転用等により建築が可能となるものは、転用手続等を完了後認めること。ただし、農地転用等許可申請手続中のものは、手続の経過や見通しを確認したうえで認めてもよいこと。 都市計画区域である場合は、財産処分の制限期間は、当該計画が執行されないことが確実であること。 住民の反対がある場合は、住民代表者等と話合いを通じ問題点の解決を図ること。ただし、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、地域住民の同意を得ることまでを求めるものではない点に留意すること。

	審査内容	審査方法	関係書類	審査基準	留意事項
整備計画 （所有地）	1　法人は当該土地を確実に所有、または所有する予定であるか。 2　物件は確実に所在するか。 3　寄付により取得する場合、所有者は法人に対して寄付を行う意思があるか。 4　売買契約により取得する場合、売買契約は適正であるか。 5　寄付申込者又は売主は正当な所有者であるか。 6　当該土地に事業の安定的な継続に支障が生じるおそれがある権利設定がされていないか。	1，2　不動産登記簿謄本、案内図等周辺状況が分かるもの、公図（写し）により確認すること。現地調査を行うこと。 3　贈与契約（確約）書、所有権移転登記確約書、印鑑登録証明書により確認すること。 4　売買契約（確約）書、所有権移転登記確約書、印鑑登録証明書により確認すること。 5　不動産登記簿謄本により確認すること。 6　不動産登記簿謄本、決算書・連結決算書、累積借入金償還計画書、抵当権抹消確約書により確認すること。	・不動産登記簿謄本 ・案内図等周辺状況が分かるもの ・公図（写し） ・現地調査 ・贈与契約（確約）書 ・所有権移転登記確約書 ・印鑑登録証明書 ・売買契約（確約）書 ・決算書・連結決算書 ・累積借入金償還計画書 ・抵当権抹消確約書 ・不動産価格評価書（土地補充課税台帳登録証明書）	2　不動産登記簿謄本について、所有権保存登記（又は移転登記）済であること。 3　贈与契約（確約）書は、実印を使用し、印鑑登録証明書が添付されていること。 4　売買契約（確約）書は、実印を使用し、印鑑登録証明書が添付されていること。 5　不動産登記簿謄本について、所有権保存登記（又は移転登記）済であること。 6　抵当権及び根抵当権の有無について確認すること。 当該施設整備以外の目的による抵当権が設定されている場合は、原則として認められないので、協議書類提出時まで（遅くとも審査会前まで）に抹消すること。 ただし、当該施設整備以外の目的による抵当権が設定されている場合であっても、その内容及び法人の経営状況等を審査し、施設の安定的かつ継続的運営に影響を及ぼさず、かつ次の全てを満たす場合には、認めてもよい。 ①借入金の年間返済予定額が、直近決算における年間資金収支差額を下回っていること。 ②既借入金の総額が、直近決算における年間収入に０．８を乗じた額を超えていないこと。 ③直近決算における自己資本が、当該整備事業計画に係る総事業費に０．２を乗じた額を上回っていること。 ④運営事業者が抵当権設定者であること。 なお、根抵当権が設定されている場合は、いかなる場合も認められないため、協議書類提出時まで（遅くとも審査会前まで）に抹消すること。	所有予定の場合は、登記後に速やかに提出すること。 寄付申込者又は売主と法人とが利益相反の関係に当たる場合は、特別代理人の選定等の手続きに不備がないこと。（社会福祉法人、特定非営利活動法人等公益法人が関わる場合は、主務官庁に特別代理人の選定に係る承認が得られていること。） 土地の共有による確保等は、原則として認められない。 当該施設整備以外の目的による抵当権が設定されている場合は、その抵当権者から施設整備に係る同意を得ること。 なお、左記着眼点における①から③の各指標の定義は、以下のとおり。 ①年間資金収支差額は、直近決算の事業活動資金収支差額（資金収支計算書）や営業活動によるキャッシュフロー（キャッシュフロー計算書）又は税引後当期利益に減価償却費を加えたもの（損益計算書）に相当するものをいう。 ②年間収入は、直近決算の事業活動収入（資金収支計算書）や事業活動収入（事業活動計算書）、売上高（損益計算書）に相当するものをいう。 ③自己資本は、直近決算の貸借対照表の純資産に相当するものをいう。
整備計画 （借地）	1　法人は当該土地を確実に使用できる権限を有しているか。 2　物件は確実に所在するか。 3　所有者が国又は地方公共団体の場合、貸与等は確実に受けられるか。 4　所有者が国又は地方公共団体以外の場合、法人に対して貸与の契約を行う意思があるか。 5　貸地人は正当な所有者であるか。	1，2　賃貸借契約（確約）書、印鑑登録証明書、案内図等周辺状況が分かるもの、公図（写し）、不動産登記簿謄本、公証役場との打合せ記録（記録内容については公証役場に確認したものであること）により確認すること。 現地調査を行うこと。 3　貸与確約書により確認すること。 4　賃貸借契約（確約）書、印鑑登録証明書、公証役場との打合せ記録（記録内容については公証役場に確認したものであること）により確認	・賃貸借契約（確約）書 ・印鑑登録証明書 ・案内図等周辺状況が分かるもの ・公図（写し） ・不動産登記簿謄本 ・現地調査 ・公証役場との打合せ記録（記録内容については公証役場に確認したもの	1，4　借地借家法に違反していないものであること。実印を使用し、印鑑登録証明が添付されていること。 2，5　不動産登記簿謄本について、所有権保存登記（又は移転登記）済であること。 3　国又は地方公共団体から、貸与等が確実に受けられること。 6　抵当権及び根抵当権の有無について確認すること。抵当権が設定されている場合は、原則として協議書類提出時までに、遅くとも審査会前までに抹消すること。	原則、土地所有者との賃貸借契約（転貸借でない）であること。 転貸借契約の場合は、その原因・理由に応じて判断すること。 貸地人と法人とが利益相反の関係に当たる場合は、特別代理人の選定等の手続きに不備がないこと。（社会福祉法人、特定非営利活動法人等公益法人が関わる場合は、主務官庁に特別代理人の選定に係る承認が得られていること。）

	審査内容	審査方法	関係書類	審査基準	留意事項
	6　当該土地に事業の安定的な継続に支障が生じるおそれがある権利設定がされていないか。 7　賃貸借契約期間は妥当であるか。 8　借地人に著しく不利な契約条件が定められていないか。	すること。 5　不動産登記簿謄本により確認すること。 6　不動産登記簿謄本、抵当権抹消確約書により確認すること。 7，8　不動産賃貸借契約（確約）書、約款等により確認すること。	であること） ・貸与確約書 ・抵当権抹消確約書 ・不動産賃貸借契約（確約）書 ・約款 ・不動産価格評価書（土地補充課税台帳登録証明書）	なお、根抵当権が設定されている場合は、いかなる場合も認められないため、協議書類提出時まで（遅くとも審査会前まで）に抹消すること。 7　借地借家法に違反していないものであること。原則、事業の存続に必要な期間（事業開始から10年以上）の賃貸借契約（更新条項付）が行われており、かつ、建物の財産処分制限期間以上の借地権の存続期間が担保されていること。 8　借地人に著しく不利な契約条件が定められていないこと。	抵当権が設定されている場合は、原則として認められない。ただし、抵当権抹消が確実な見通しがあるものは認めてよい。 10年経過後に事業を終了した場合であっても、やむを得ない理由を除き、財産処分の制限期間内は、返還金が発生することに留意すること。 土地の使用貸借契約は借地借家法が適用されないため、原則として認められない。また、共有による確保等も同様に認められない。
整備計画 （建物所有）	1　法人は当該建物を確実に使用できる権限を有しているか。 2　物件は確実に所在するか。 3　寄付により取得する場合、所有者は法人に対して寄付を行う意思があるか。 4　売買契約により取得する場合、売買契約は適正であるか。 5　寄付申込者又は売主は正当な所有者であるか。 6　当該土地に事業の安定的な継続に支障が生じるおそれがある権利設定がされていないか。 7　当該建物は、各補助申請事業の事業所として使用可能であるか。	1、2　不動産登記簿謄本、案内図等周辺状況が分かるもの、公図（写し）、建物配置図により確認すること。 現地調査を行うこと。 3　贈与契約（確約）書、所有権移転登記確約書、印鑑登録証明書により確認すること。 4　売買契約（確約）書、所有権移転登記確約書、印鑑登録証明書により確認すること。 5　不動産登記簿謄本により確認すること。 6　不動産登記簿謄本、決算書・連結決算書、累積借入金償還計画書、抵当権抹消確約書により確認すること。 7　当該地区所管建築指導部署及び所管消防署等関係機関との打合せ記録（記録内容については建築指導部署等に確認したものであること）、設計図面等、不動産登記簿謄本、耐震化に関する調査票、建築確認済証、建築検査済証により確認すること。	・不動産登記簿謄本 ・案内図等周辺状況が分かるもの ・公図（写し） ・建物配置図 ・現地調査 ・贈与契約（確約）書 ・所有権移転登記確約書 ・印鑑登録証明書 ・売買契約（確約）書 ・決算書・連結決算書 ・累積借入金償還計画書 ・抵当権抹消確約書 ・当該地区所管建築指導部署及び所管消防署等関係機関との打合せ記録 ・設計図面等 ・不動産登記簿謄本 ・耐震化に関する調査票 ・建築確認済証 ・建築検査済証	2　不動産登記簿謄本について、所有権保存登記（又は移転登記）済であること。 3　贈与契約（確約）書は、実印を使用し、印鑑登録証明書が添付されていること。 4　売買契約（確約）書は、実印を使用し、印鑑登録証明書が添付されていること。 5　不動産登記簿謄本について、所有権保存登記（又は移転登記）済であること。 6　抵当権及び根抵当権の有無について確認すること 当該施設整備以外の目的による抵当権が設定されている場合は、原則として認められないので、協議書類提出時まで（遅くとも審査会前まで）に抹消すること。 ただし、当該施設整備以外の目的による抵当権が設定されている場合であっても、その内容及び法人の経営状況等を審査し、施設の安定的かつ継続的運営に影響を及ぼさず、かつ次の全てを満たす場合には、認めてもよい。 ①借入金の年間返済予定額が、直近決算における年間資金収支差額を下回っていること。 ②既借入金の総額が、直近決算における年間収入に０．８を乗じた額を超えていないこと。 ③直近決算における自己資本が、当該整備事業計画に係る総事業費に０．２を乗じた額を上回っていること。 ④運営事業者が抵当権設定者であること。 なお、根抵当権が設定されている場合は、いかなる場合も	所有予定の場合は、登記後に速やかに提出すること。 寄付申込者又は売主と法人とが利益相反の関係に当たる場合は、特別代理人の選定等の手続きに不備がないこと。（社会福祉法人、特定非営利活動法人等公益法人が関わる場合は、主務官庁に特別代理人の選定に係る承認が得られていること。） 建物の共有による確保等は、原則として認められない。 当該施設整備以外の目的による抵当権が設定されている場合は、その抵当権者から施設整備に係る同意を得ること。 なお、左記着眼点における①から③の各指標の定義は、以下のとおり。 ①年間資金収支差額は、直近決算の事業活動資金収支差額（資金収支計算書）や営業活動によるキャッシュフロー（キャッシュフロー計算書）、又は税引後当期利益に減価償却費を加えたもの（損益計算書）に相当するものをいう。 ②年間収入は、直近決算の事業活動収入（資金収支計算書）や事業活動収入（事業活動計算書）、売上高（損益計算書）に相当するものをいう。

	審査内容	審査方法	関係書類	審査基準	留意事項
				認められないため、協議書類提出時まで（遅くとも審査会前まで）に抹消すること。 7　建築確認等の手続きに問題がないこと 各補助申請事業の機能に支障なく使用できること。 事業開始時において、耐震基準上問題がない建物であること。	③自己資本は、直近決算の貸借対照表の純資産に相当するものをいう。 既存建物の築年数や改修後長期間の事業継続の確実性について確認すること。 旧耐震基準により建てられた建物（※）の場合、耐震診断により現行耐震基準を満たすことについて確認し、必要に応じて耐震補強を行うこと。 ※昭和56年5月31日以前に建築確認を受け建築されたもの
整備計画 （建物借家）	1　法人は当該建物を確実に使用できる権限を有しているか。 2　物件は確実に所在するか。 3　所有者が国又は地方公共団体の場合、貸与等は確実に受けられるか。 4　所有者が国又は地方公共団体以外の場合、法人に対して貸与の契約を行う意思があるか。 5　賃貸人は正当な所有者であるか。 6　当該建物に事業の安定的な継続に支障が生じるおそれがある権利設定がされていないか。 7　賃貸借契約期間は妥当であるか。 8　借家人に著しく不利な契約条件が定められていないか。 9　当該建物は、各補助申請事業の事業所として使用可能であるか。	1，2　賃貸借契約（確約）書、不動産登記簿謄本、案内図等周辺状況がわかるもの、公図（写し）、建物配置図により確認すること。 現地調査を行うこと。 3　貸与確約書により確認すること。 4　不動産賃貸借契約（確約）書、印鑑登録証明書により確認すること。 5　不動産登記簿謄本により確認すること。 6　不動産登記簿謄本、抵当権抹消確約書により確認すること。 7，8　不動産登記簿謄本、不動産賃貸借契約（確約）書、約款等により確認すること。 9　当該地区所管建築指導部署及び所管消防署等関係機関との打合せ記録（記録内容については建築指導部署等に確認したものであること）、設計図面等、不動産登記簿謄本、耐震化に関する調査票、建築確認済証、建築検査済証により確認すること。	・賃貸借契約（確約）書 ・不動産登記簿謄本 ・案内図等周辺状況がわかるもの ・公図（写し） ・建物配置図 ・現地調査 ・貸与確約書 ・不動産賃貸借契約（確約）書 ・印鑑登録証明書 ・抵当権抹消確約書 ・当該地区所管建築指導部署及び所管消防署等関係機関との打合せ記録（記録内容については建築指導部署等に確認したものであること） ・設計図面等 ・耐震化に関する調査票 ・建築確認済証 ・建築検査済証	1，4　借地借家法に違反していないものであること。 実印を使用し、印鑑登録証明が添付されていること。 2，5　不動産登記簿謄本について、所有権保存登記（又は移転登記）済であること。 3　国又は地方公共団体から貸与等が確実に受けられること。 6　抵当権及び根抵当権の有無について確認すること。 抵当権が設定されている場合は、原則として協議書類提出時までに、遅くとも審査会前までに抹消すること。 なお、根抵当権が設定されている場合は、いかなる場合も認められないため、協議書類提出時まで（遅くとも審査会前まで）に抹消すること。 7　借地借家法に違反していないものであること。 原則、事業の存続に必要な期間（事業開始から10年以上）の建物賃貸借契約（更新条項付）が行なわれており、かつ、建物の財産処分制限期間以上の賃借期間が担保されていること。 8　借家人に著しく不利な契約条件が定められていないこと。	建物所有者の承諾の有無に関わらず、借家権の譲渡・転貸は認められない。ただし、現在の建物賃貸借契約を解消し、新たに建物所有者と各補助申請事業者が賃貸借契約を締結した場合は認める。 賃貸人と法人とが利益相反の関係に当たる場合は、特別代理人の選定等の手続きに不備がないこと。（社会福祉法人、特定非営利活動法人等公益法人が関わる場合は、主務官庁に特別代理人の選定に係る承認が得られていること。） 抵当権が設定されている場合は、原則として認められない。 ただし、抵当権抹消が確実な見通しがあるものは認めてよいこと。 10年経過後に事業を終了した場合であっても、やむを得ない理由を除き、財産処分の制限期間内は、返還金が発生することに留意すること。 借地上の建物の賃貸借の場合は、必要十分な借地権の存続期間を有していること 土地の使用貸借契約は借地借家法が適用されないため、原則として認められない。また、共有による確保等も同様に認められない。

	審査内容	審査方法	関係書類	審査基準	留意事項
				9　建築確認等の手続きに問題がないこと。 各補助申請事業の機能に支障なく使用できること。 事業開始時において、耐震基準上問題がない建物であること。	既存建物の築年数や改修後長期間の事業継続の確実性について確認すること。 旧耐震基準により建てられた建物（※）の場合、耐震補強等により現行耐震基準を満たすことについて確認すること。 ※昭和56年5月31日以前に建築確認を受け建築されたもの
整備計画 （設備整備）	1　各補助申請事業を実施するうえで、必要な備品であるか。	1　備品費等積算根拠、備品カタログにより確認すること。	・備品費等積算根拠 ・備品カタログ	1　1件当たり１０万円以上であること。 障害特性や建物構造等に配慮するとともに、利用者支援上及び利用上適正な数・規模・金額とすること。	共同生活援助事業及び重度身体障害者グループホーム事業における利用者の支援に要する設備整備については、利用者が共有で使用するものであること。
資金計画	1　事業規模は適正であり、相応した資金計画であるか。 2　必要な資金を確実に調達できるか。 3　借入金償還の見通しはあるか。 4　累積借入金に対しての償還の見通しはあるか。 5　自己資金は確実に保有しているか。	1　事業計画書、資金計画書、工事費・備品費等積算根拠により確認すること。 2　区市町村意見書等、補助予定通知（確約）書、融資証明（確約）書、寄付確約書により確認すること。 3　借入金償還計画書、収支シミュレーションにより確認すること。 4　決算書、累積借入金償還計画書により確認すること。 5　預金残高証明書、決算書、資金計画書により確認すること。	・事業計画書 ・資金計画書 ・工事費・備品費等積算根拠 ・区市町村意見書等 ・補助予定通知（確約）書 ・融資証明（確約）書 ・寄付確約書 ・借入金償還計画書 ・収支シミュレーション ・決算書 ・累積借入金償還計画書 ・預金残高証明書	1　建設等に係る資金は、自己資金や補助金のほか、原則として公的借入金（福祉医療機構等）及び金融機関からの融資によること。 2　自治体からの補助を予定している場合には、確実に補助の見込みがあること。 借入金は確実に調達できる見込みがあること。 寄附を受ける場合には履行が確実であること。 3　収支差額を借入金の償還財源に充当する場合は、収支予想に無理がないこと。 4　既存の借入金がある場合は、その借入金を返済する見込みがあること。 5　同時期に他の計画がある場合は、それも含めて資金確保ができていること。（全計画の資金計画を提出すること。）	金融機関からの融資を予定している場合は、適正な財源の範囲とすること。 民間資金の借入を行う場合には、その償還財源が確実に確保されること。 補助予定通知（確約）書の通知者は、原則として区市町村長であること。

	審査内容	審査方法	関係書類	審査基準	留意事項
収支計画	1　事業の将来性又は確実に運営されていく見通しはあるか。 2　利用者に求める費用について、適正な額となっているか。	1　事業計画書、借入金償還計画書、収支予算書、収支シュミレーションにより確認すること。 2　収支予算書、収支シュミレーション、家賃・食材費・光熱水費・日用品費等算定に当たっての考え方、賃貸借契約（確約）書等により確認すること。	・事業計画書 ・借入金償還計画書 ・収支予算書 ・収支シュミレーション ・算定に当たっての考え方 ・賃貸借契約（確約）書	1　各補助申請事業を継続的・安定的に運営するために必要な収支計画が策定されていること。 　開設後の収支計算において、原則、初年度を除く単年度収支がマイナスにならないこと。 2　障害者に配慮した家賃等の設定となっていること。 　礼金等、退所後の返還を前提としていないものは、料金徴収を行わないこと。	家賃設定に大規模修繕費用を含める場合は、財産処分制限期間や運営期間に応じた適切な修繕費用とすること。（過度な修繕費用は認められない。）

別紙２

障害者通所施設設備審査基準

共同生活援助事業

項　目	根 拠 法 令 等	基　準	備　考
敷　地	基準条例 第196条第1項	1　住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあるか。	家庭的な雰囲気の下、利用者が地域の中で暮らすというグループホームの理念から、同一敷地内、隣地及び近接地に共同生活援助事業所、入所施設及び通所施設がないことが望ましい。
	基準条例 第196条第1項	2　入所施設又は病院の敷地外にあるか。	同一敷地内又は隣地に立地する建物に日中活動の事業所がある場合は、原則として、共同生活援助の利用者が当該事業所に通わないこと
建物構造		1　他の共同生活住居、事業所等と併設の場合（短期入所事業を除く。）、独立した出入口が設けられているか。	
規　模	基準規則 第44条第4項	1　ユニットの定員は、2名以上10名以下であるか。	家庭的な雰囲気の下、利用者が地域の中で暮らすというグループホームの理念に則った規模が望ましい。【目安：4名以上7名以下】 なお、原則、同一敷地内、隣地及び近接地に存する共同生活援助事業所の合計定員数が20名（又は3ユニット）を超える場合は認められない。
	基準条例 第196条第6項	2　日常生活を営む上で必要な設備を設けられているか。	居室、居間・食堂（交流スペース）、便所、洗面所、浴室（湯舟を含む）、脱衣室、台所、洗濯物干しスペース等
居　室	基準規則 第44条第5項第1号	1　1室1人（個室）であるか。	居室は、廊下、居間等につながる出入口があり、他の居室とは明確に区分されているものをいい、単にカーテンや簡易なパネル等で室内を区分しただけのものは認められない。
		2　地階に設置されていないか。	
	基準規則 第44条第5項第2号	3　1人あたりの床面積は、収納設備等を除き、内法で7．43平方メートル以上確保されているか。	事業者の責任において、居室内に利用者専用の括り付けの収納設備（クローゼット等）を設けること なお、括り付けの収納設備の設置が困難であるなど特別な事情がある場合は、その理由と代替措置について説明すること
居間・食堂		1　利用者及び世話人等支援者が一同に会するのに十分な広さを有しているか。	ダイニングテーブル等設備を配置して、利用者及び世話人等支援者の往来、食事の提供、介助に支障がない広さが確保されていること

		2　食堂としての十分な機能を有しているか。 （事業所として食事提供に係る支援を行う場合）	
浴室 洗面所		1　利用者支援上及び生活上必要十分な数が設置されているか。	浴室については、原則、定員5名につき1つ以上設置し、利用者の入浴に関して設備面における制約がないよう配慮すること
		2　入浴介助等を必要とする者の使用に適しているか。	（例示）手すりの設置、介助スペースの確保、段差の解消、浴槽の深さ等
便　所		1　障害特性や性別等に配慮された設備や構造となっているか。	各フロアにおける設置及び定員2名につき1つ程度の設置数が望ましい。
その他		1　支援上必要なスペースが確保されているか。	夜間支援員の待機・仮眠場所や個人情報の保管場所等を設置すること なお、設置にあたっては、利用者支援に支障のない位置に別途確保することが望ましい。
		2　建物の階数、廊下幅等に応じて、利用者の特性に応じた事故防止設備が備えられているか。	（例）階段や廊下の手すりの設置、エレベーターの設置等
	通知等	3　外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保がなされているか。	防犯設備の設置にあたっては、利用者の自由やプライバシーに留意すること

（注）根拠法令等

・「基準条例」　東京都指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第155号）

・「基準規則」　東京都指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第175号）

・「補助要綱」　障害者通所施設等整備費補助要綱（昭和60年6月10日付60福保精第76号）

・「通知等」　社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（平成28年9月15日付雇児総発0915第1号・社援基発0915第1号・障障発0915第1号・老高発0915第1号）

社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について（平成28年7月26日付雇児総発0726第1号・社援基発0726第1号・障障発0726第1号・老高発0726第1号）

事業所における防犯等安全管理の確保について（平成28年7月27日付28福保障施第1349号）

重度身体障害者共同生活援助事業

項　目	根 拠 法 令 等	基　準	備　考
敷　地	基準　第8(2)	1　保健衛生、交通の便等を考慮のうえ利用者の生活を健全に維持できる環境であるか。	
建物構造	基準　第14	1　建物の構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されているか。	
規　模	基準　第11	1　定員は、Aタイプの場合5名以上10名以下、Bタイプの場合4名以上10名以下であるか。	
居　室	基準　第14	1　原則として、個室であるか。	
	基準　第14	2　1人あたりの床面積は、収納設備等を除き、内法で9．9平方メートル以上確保されているか。	
共用室	基準　第14	1　利用者の娯楽、団らん、集会等の用に供する共用の部屋として、利用定員に応じて適当な広さを有すること	
浴　室	基準　第14	1　利用者の特性に応じたものであること	介助が必要な方、普通浴槽では入浴が困難な方など利用者の特性に配慮し、利用者の使用及び支援にあたって支障がない広さ及び設備を有すること (例)手すりの設置、機械浴槽の設置、リフトの設置、介助スペースの確保　等
便　所	基準　第14	1　利用者の特性に応じたものであること	
その他	基準　第14	1　管理人室は設けられているか。	
	通知等	2　外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保がなされているか。	防犯設備の設置にあたっては、利用者の自由やプライバシーに留意すること

(注)根拠法令等

・「基準」　障害者施策推進区市町村包括補助事業実施細則

・「通知等」　社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について(平成28年9月15日付雇児総発0915第1号・社援基発0915第1号・障障発0915第1号・老高発0915第1号)

社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について(平成28年7月26日付雇児総発0726第1号・社援基発0726第1号・障障発0726第1号・老高発0726第1号)

事業所における防犯等安全管理の確保について(平成28年7月27日付28福保障施第1349号)

東京都重症心身障害児（者）通所事業

項　目	根 拠 法 令 等	基　準	備　考
規　模	実施要領 別表１	１　重症心身障害児（者）の定員は5名以上であるか。	
訓練室	実施要領 別表１	１　訓練室が設けられているか。	
		２　訓練室は訓練内容及び利用者の数に応じた広さを有しているか。	
その他	実施要領 別表１	１　直接処遇職員である看護職員、介護員等、理学療法士等の総数は、おおむね１日当たりの通所予定児（者）２人につき１人配置されているか。	
		２　原則として、通所手段を確保しているか。	
	通知等	３　外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保がなされているか。	防犯設備の設置にあたっては、利用者の自由やプライバシーに留意すること

（注）根拠法令等

・「補助要綱」　障害者通所施設等整備費補助要綱（昭和60年6月10日付60福保精第76号）

・「実施要領」　東京都重症心身障害児（者）通所事業実施要領（平成27年3月31日付26福保障居第3182号）

・「通知等」　社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（平成28年9月15日付雇児総発0915第1号・社援基発0915第1号・障障発0915第1号・老高発0915第1号）

社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について（平成28年7月26日付雇児総発0726第1号・社援基発0726第1号・障障発0726第1号・老高発0726第1号）

事業所における防犯等安全管理の確保について（平成28年7月27日付28福保障施第1349号）

生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援事業

項　目	根 拠 法 令 等	基　準	備　考
建物構造	最低基準第34条、第54条、第59条、第68条、第82条、第85条	1　建物の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されているか。	
規模		【1つの事業のみ実施する場合】	
	最低基準規則第6条、第10条、第12条第1号、第17条、第23条	1　定員は、20名以上であるか。	
	最低基準規則第19条第1号	2　就労継続支援（A型）の場合、定員は10名以上であるか。	
	最低基準規則第12条第2号	3　自立訓練（生活訓練（宿泊型））の場合、生活訓練（宿泊型以外）と併せて行うときには、定員は、宿泊型10名以上、宿泊型以外20名以上であるか。	
		【多機能型の場合】	
	最低基準規則第25条第1号、第2号	1　各事業の利用定員は、6名以上であるか。	
	最低基準規則第25条第3号	2　就労継続支援の場合、定員は10名以上であるか。	
	最低基準規則第25条第2号	3　自立訓練（生活訓練（宿泊型））の場合、生活訓練（宿泊型以外）と併せて行うときには、宿泊型10名以上、宿泊型以外6名以上であるか。	
		【従たる事業所の場合】	
	最低基準規則第7条、第10条、第14条、第17条	1　各事業の利用定員は、6名以上であるか。	
	最低基準規則第14条、第22条、第23条	2　自立訓練（生活訓練（宿泊型））及び就労継続支援の場合、定員は10名以上であるか。	
		3　主たる事業所と従たる事業所の間の距離が、法人にとって利用可能な手段を用いたとき概ね30分以内で移動可能な距離であって、サービス管理責任者の業務の遂行上支障がないか。	

訓練・作業室	基準条例第81条1項、第143条、第153条1項、第165条、第174条1項、第186条	1　訓練・作業室が設けられているか。	
	基準規則第10条第1号、第25条、第30条第1項第1号、第36条、第38条第1号、第41条	2　訓練作業室は作業に支障がない広さを有しているか。	支障がない広さとは、定員１人あたり3平方メートル以上をさす。
	基準規則第10条第1号、第25条、第30条第1項第1号、第36条、第38条第1号、第41条	3　訓練または作業に必要な機械器具等が備えられているか。	
相談室	基準条例第81条1項、第143条、第153条1項、第165条、第174条1項、第186条	1　相談室が設けられているか。	
	基準規則第10条第2号、第25条、第30条第1項第2号、第36条、第38条第2号、第41条	2　室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること	利用者のプライバシー保護のため、天井まで区切られていること
洗面所	基準条例第81条1項、第143条、第153条1項、第165条、第174条1項、第186条	1　洗面所が設けられているか。	
	基準規則第10条第3号、第25条、第30条第1項第3号、第36条、第38条第3号、第41条	2　利用者の特性に応じたものであるか。	
便所	基準条例第81条1項、第143条、第153条1項、第165条、第174条1項、第186条	1　便所が設けられているか。	利用者のプライバシー保護のため、男女別に設けること
	基準規則第10条第3号、第25条、第30条第1項第3号、第36条、第38条第3号、第41条	2　利用者の特性に応じたものであるか。	

多目的室他	基準条例第81条1項、第143条、第153条1項、第165条、第174条1項、第186条	1　多目的室その他の運営上必要な設備が設けられているか。	利用者の支援に支障がない場合は相談室との兼用可。
その他	通知等	1　外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保がなされているか。	防犯設備の設置にあたっては、利用者の自由やプライバシーに留意すること
自立訓練（生活訓練（宿泊型））を行う場合			
居室	基準規則第30条第2項第1号イ	1　定員は1名1室か。（個室であるか。）	
	基準規則第30条第2項第1号ロ	2　1名あたり床面積は7．43平方メートル以上確保されているか。	
浴室	基準条例第153条第2項	1　浴室が設けられているか。	
	基準規則第30条第2項第2号	2　利用者の特性に応じたものであるか。	
その他	通知等	1　外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保がなされているか。	防犯設備の設置にあたっては、利用者の自由やプライバシーに留意すること

（注）根拠法令等

・「最低基準」　東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第135号）

・「最低基準規則」　東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第171号）

・「基準条例」　東京都指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第155号）

・「基準規則」　東京都指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第175号）

・「通知等」　社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（平成28年9月15日付雇児総発0915第1号・社援基発0915第1号・障障発0915第1号・老高発0915第1号）

社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について（平成28年7月26日付雇児総発0726第1号・社援基発0726第1号・障障発0726第1号・老高発0726第1号）

事業所における防犯等安全管理の確保について（平成28年7月27日付28福保障施第1349号）

短期入所

項　目	根 拠 法 令 等	基　準	備　考
居室 （併設事業所）	基準条例 第100条1項	1　併設事業所の居室を用いているか。	
居室 （単独事業所）	基準規則 第16条第1号イ	1　1室4人以下であるか。	居室は、廊下、居間等につながる出入口があり、他の居室とは明確に区分されているものをいい、単にカーテンや簡易なパネル等で室内を区分しただけのものは認められない。 プライバシーの確保、衣類や貴重品等の管理、利用者間のトラブルの防止などのため、個室であることが望ましい。
	基準規則 第16条第1号ロ	2　地階に設置されていないか。	居室の配置については、短期入所のサービスの特性を考慮した居室の配置であることが望ましい。 （例示）短期入所の居室が支援員室に隣接、夜間の支援員が常駐する居間等に短期入所の居室が接している　等
	基準規則 第16条第1号ハ	3　1人あたりの床面積は、収納設備等を除き、内法で8平方メートル以上確保されているか。	収納設備等は床面積から除く。ベッドを置くスペースは床面積に含めてよい。
	基準規則 第16条第1号ニ	4　寝台（ベッド）又はそれに代わる設備（ふとん等）を備えているか。	
	基準規則 第16条第1号ニ	5　ブザー又はそれに代わる設備を備えているか。	
設備 （併設事業所）	基準条例 第100条2項	1　併設本体施設の設備（居室を除く。）を供する場合、併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、併設本体施設及び併設事業所の利用者の支援に支障がないか。	
設備 （単独事業所） 居間・食堂	基準規則 第16条第2号	1　食事の提供に支障のない広さを有しているか。	ダイニングテーブル等設備を配置して、利用者及び生活支援員等支援者の往来、食事の提供、介助に支障がない広さが確保されていること
		2　食事の提供に必要な設備を備えているか。	
設備 （単独事業所） 浴室	基準規則 第16条第3号	1　利用者の特性に応じた造りになっているか。	介助が必要な方、普通浴槽では入浴が困難な方など利用者の特性に配慮し、利用者の使用及び支援にあたって支障がない広さ及び設備を有すること （例示）手すりの設置、機械浴槽の設置、リフトの設置、介助スペースの確保　等

設備 （単独事業所） 洗面所・便所	基準規則 第16条第4号	1　利用者の特性に応じた造りになっているか。	洗面所は洗面、歯磨き、手洗い等が容易にできるものであること 介助が必要な方など利用者の特性に配慮し、利用者の使用及び支援にあたって支障がない広さ及び設備を有すること
		2　居室のある階ごとに設けているか。	
設備 （単独事業所） その他	補助要綱 第2条（1）エ 通知	1　支援上必要なスペースが確保されているか。	利用者支援に必要な備品（食器、寝具等）の収納場所、夜間の支援員が待機場所、個人情報保管場所等
		2　単独型事業所の基準を満たしているか。	居室等の設備面の基準のほか、単独型の基準に則して計画を立てていること（人員配置等）
		3　外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保がなされているか。	防犯設備の設置にあたっては、利用者の自由やプライバシーに留意すること

（注）根拠法令等

・「基準条例」　東京都指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第155号）

・「基準規則」　東京都指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第175号）

・「補助要綱」　障害者通所施設等整備費補助要綱（昭和60年6月10日付60福保精第76号）

主に重症心身障害児を受け入れる児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所

項　目	根 拠 法 令 等	基　準	備　考
規模	基準規則 第6条、第19条	利用定員は5名以上か。	
発達支援室	基準条例 第9条、第73条	1. 発達支援室が設けられているか。	
		2. 支援に必要な機械器具等を備えているか。	
洗面所・便所		児童用の洗面所・便所があるなど、衛生管理に配慮した設備が設けられているか。	
設備及び備品	基準条例 第9条、第73条	児童発達支援又は放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等が設けられているか。	
相談室		間仕切りを設けた相談室があることが望ましい。	

（注）根拠法令等

・「基準条例」　東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第139号）

・「基準規則」　東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第167号）